

レンタカーでの傷トラブルのご用心！—記録・確認・点検が大事です！

（国民生活センターHPより）

今年のGWももう間近ですね♪旅行などのご予定は決まりましたか？

行楽シーズン、レンタカー利用時の思わぬ請求にご注意ください！

返却後の傷の賠償請求や補償制度の誤解によるトラブルが発生しています。実際の相談事例をもとに、事前に確認すべきポイントを解説していきます。

【相談事例】

◆返却時に担当者と傷の確認をしたが、その後傷を見つけたとして賠償請求された
（2024年8月受付 40歳代 女性）

◆フルカバertypeの保険をつけたにもかかわらず、ノンオペレーションチャージ
（NOC）※の請求を受けた
（2024年8月受付 10歳代 男性）

※ノンオペレーションチャージ（NOC）とは…

レンタカーを事故や故障などで使えなくしてしまったときに、営業補償としてレンタカー会社に支払う金銭のことです。

【消費者へのアドバイス】

●利用前と返却時には、必ず車の状態を確認して記録する！

利用前および返却時は、時間に余裕をもつことが重要です。「覚えのない傷の修理代を請求された」というトラブルを防ぐためにも、利用前、返却時ともに、必ずレンタカー会社と一緒に内装も含めて車両の傷や汚れを確認しましょう。利用前に車両の傷に気付いた場合は、細かいものであっても必ずチェックシート（車両の傷の状態を記録しておく用紙）に反映してもらいましょう。また、利用前だけでなく返却時も写真を撮っておくことが有効です。

●保険や補償に関するルールは契約前にチェックし、不明な点は確認する！

保険や補償制度についてはレンタカー会社によって内容や適用条件が異なり、傷の修理や事故等について保険等が適用されない場合や、一定の自己負担が発生する場合があります。

契約前に、ホームページや店舗等で貸渡約款、利用ガイド等を確認し、利用料金だけではなく、保険や補償制度の内容、適用条件等を確認してください。

特に保険や補償に関するルールは忘れずにチェックし、

- （1）保険の補償額や免責額
- （2）保険や補償制度の適用条件
- （3）事故やトラブルが起きた際の対応方法やレンタカー会社の連絡先

(4) NOC (休業補償費) 等を確認し、不明な点は納得するまで、レンタカー会社へ聞きましょう。

●事故が発生した時や傷に気が付いた時は、すぐに警察及びレンタカー会社へ必ず連絡する！

事故が発生した時や覚えのない傷に気が付いた時は、その大小に関わらず、その場ですぐに警察及びレンタカー会社に連絡するなど、所定の手続きを行いましょ。所定の手続きを行わなかった場合、保険や補償制度が適用されず、修理代等が自己負担になる可能性がありますので注意が必要です。

なお、事故が発生した場合の対応方法については、ホームページや店舗等の貸渡約款、利用ガイドのほか、レンタカー利用時に必ず交付される貸渡証等の書面一式の中にも記載されています。

◆不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょ

*消費者ホットライン「188 (いやや!)」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号 (NS大分ビル内)

TEL : 097(534)4034 FAX : 097(534)0684

ホームページ : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail : oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook・Instagram で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

<https://www.facebook.com/oita.iness>



<https://www.instagram.com/ainesu13040>



～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、

不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は…】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

